

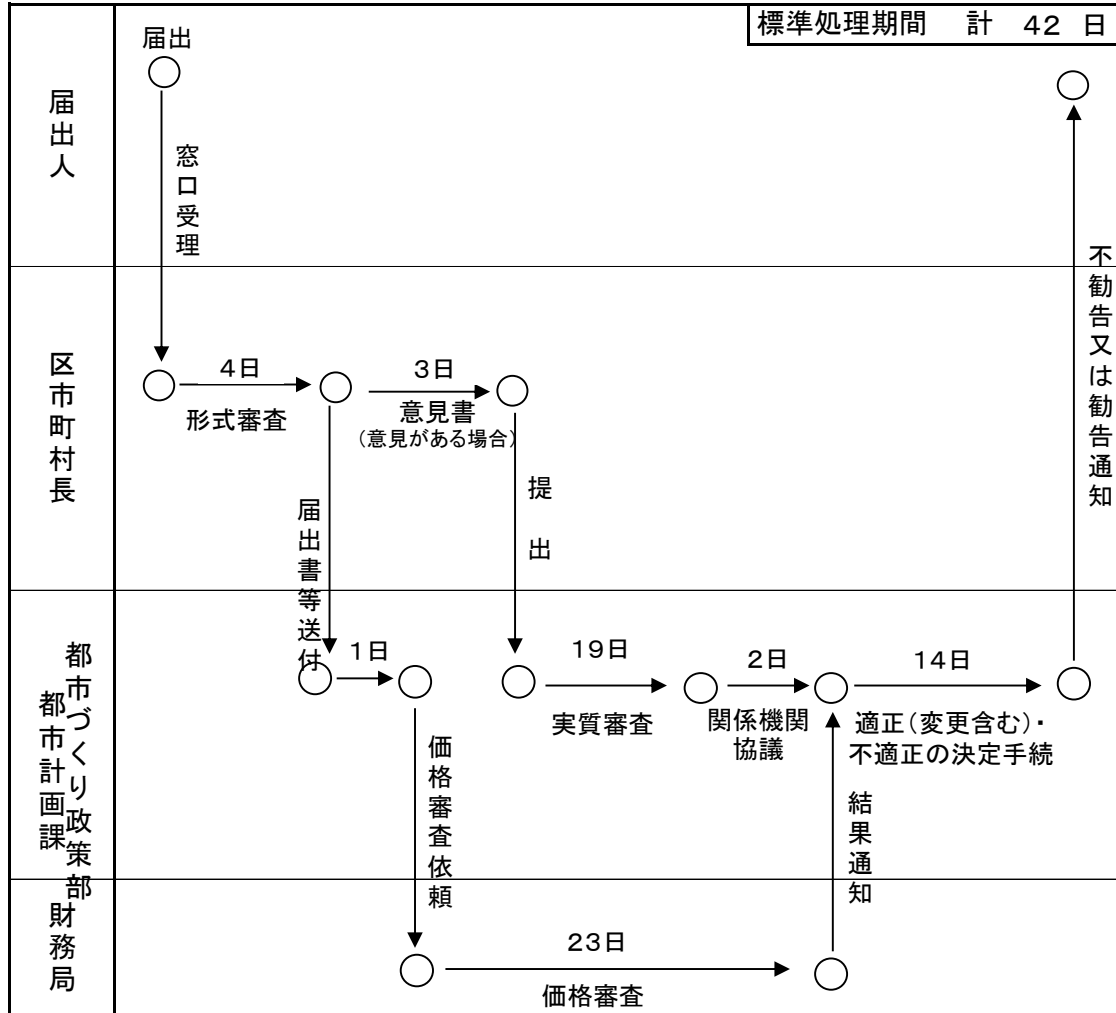
事務処理フロー図

都市整備局都市づくり政策部

作成部署 都市計画課土地調整担当 電話 30-253・254

事務名 国土利用計画法／土地売買等届出(事前届出)(監視区域)

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査 (区市町村)	提出された届出書に記載漏れがないか、添付図書がそろっているか審査をします。
2	区市町村から送付	形式審査が終了した届出書及び意見がある場合は区市町村長の意見書を処理機関である都市整備局へ送付します。
3	実質審査	提出された届出書の内容を審査します。(価格審査を含む。)
4	関係機関協議	土地利用目的について関係局と協議します。
5	決定手続	関係機関協議後、届出が適正か不適正かを決定します。変更があれば、変更届を提出してもらいます。
6	通知	適正であれば不勧告通知、不適正であれば勧告を行います。